# 悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令 （平成十三年環境省令第十九号）

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関として次の者を指定する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年六月七日環境省令第一六号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月一日環境省令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年四月二六日環境省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年一二月一八日環境省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年六月一〇日環境省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。